

ケ ア ハ ウ ス サ ッ ク ル
運 営 管 理 規 程

社会福祉法人 富門華会
ケアハウスサックル(軽費老人ホーム)

ケアハウスサクル運営管理規程

第1章 総 則

(目 的)

第 1 条 この規程は、軽費老人ホーム設置運営要綱及び介護保険法に基づき、ケアハウスサクル(以下「施設」という。)の運営方針、職員の定数・区分及び職務内容、利用者へのサービス内容及び利用者との契約、その他施設の管理についての必要事項を定めることを目的とする。

(管理運営方針)

第 2 条 施設の管理運営については、ケアハウスが居宅サービス事業であることを考慮して、高齢者に住みよい住宅を提供し、利用者が自主性を尊重され、明るく豊かな生活を営む事ができるように、相談、助言及び日常生活上の介護提供に努めるとともに、レクリエーション等の活動を支援するものとする。

(定 員)

第 3 条 本施設の定員は、30 名とする。

第2章 施設の利用及び契約

(利用の要件)

第 4 条 軽費老人ホーム設置運営要綱及び介護保険法に基づき、本施設の利用要件を次のように定める。

(1) 利用者の年齢は、原則として 60 歳以上の者であること。ただし、60 歳以上の配偶者とともに利用する場合は、この限りでない。

(2) 自炊ができない程度の身体機能の低下が認められ、又は高齢等のため独立して生活するには不安が認められる者で、家族による援助を受けることが困難な者。

(3) 伝染病疾患及び常時入院等の治療を必要とせず、かつ問題行動を伴わない者で、共同生活に適応できる者。

(4) 利用者が、個別の日常生活上の援助及び介護を要する状態になった場合に、施設で提供される特定施設入居者生活介護を受けて、自立した生活が送れる者。

(5) 生活費に充てることができる資産、所得、仕送り等があり、所定の利用料が負担できる者。

(特定施設入居者生活介護への移行)

第 5 条 利用者が、要介護認定を申請し、要支援若しくは要介護状態になったときは、(介護予防)特定施設入居者生活介護サービスの提供により、施設での生活継続を図るものとする。

(利用料)

第6条 施設利用料を次のように定める。

- (1)利用者1人1ヵ月あたりの基本利用料は、「軽費老人ホーム設置運営要綱」別表Ⅳの1生活費、2事務費、3共益費の合算額以下とする。
- (2)(1)の3共益費については、別に定めるところにより、分割方式とする。
- (3)毎年11月から3月までの間に限り、別表Ⅳの1生活費中に示される暖房費を徴収する。
- (4)(1)及び(3)の他、特別なサービスに要する費用は、その実費を利用者の負担とすることができる。
- (5)特定施設入居者生活介護対象者は、重要事項説明書に記載する特定施設入居者生活介護サービスのうち、自己負担分として1割の額を支払うものとする。

(契約の締結)

第7条 利用者は、ケアハウスサックルに入居するにあたり、施設管理者(以下「施設長」という。)と別に定める利用契約書を締結するものとする。

2 利用者が、第5条の該当になったときは、利用者は施設長と別に定める利用契約書を締結するものとする。

(契約の解除)

第8条 施設長は、利用者が入居契約書に掲げる契約解除の要件に該当すると認められる場合は、契約を解除できるものとする。

(提出書類)

第9条 入居を希望する者は、次に掲げる書類を施設長に提出しなければならない。

- (1)入居申込書
- (2)住民票
- (3)所得証明書の写し
- (4)利用契約書
- (5)健康診断書
- (6)身元引受書

第3章 職 員

(職員数)

第10条 軽費老人ホーム設置運営要綱の第4 ケアハウスに示される基準及び、介護保険法による職員配置基準により、職員を次のように配置する。

1 ケアハウス(一般ケアハウス)

- (1)施設長(事務員を兼ねる) 1名
- (2)生活相談員 1名以上
- (3)介護職員 1名以上

但し、利用者の総意により配置せずとも良いとの同意あるときは、配置しないことができるものとする。

- (4)調理職員 4(1)名以上(1)は兼務再掲
- (5)栄養士(調理職員を兼ねる) 1名

2 特定ケアハウス(介護予防特定施設入居者生活介護、特定施設入居者生活介護)

- (1)管理者(施設長を兼ねる) 1名
- (2)生活相談員 1名以上
- (3)計画作成担当者(兼務可) 1名
- (4)介護職員 5名以上
- (5)看護職員 1名以上

(職 務)

第11条 前条に掲げる職員の職務は、次のとおりとする。

1 ケアハウス(一般ケアハウス)

- (1)施設長は、運営要綱に示される資格がある者がこれを勤め、施設の運営管理を総括する。
- (2)生活相談員は、利用者の生活、身上に関する相談、助言を行うとともに、家族並びに各関係機関と連絡調整を行なう。
- (3)介護職員は、利用者の日常生活の軽微な介護をする。
- (4)栄養士及び調理員は老人に適した食事を3食提供するために、献立表及び実施献立表を作成し、個人の嗜好及び食事時間等利用者の希望について工夫する。

2 特定ケアハウス(特定施設入居者生活介護)

- (1)管理者は、特定施設入居者生活介護サービスについての管理を行なう。
- (2)計画作成担当者は、特定施設入居者生活介護サービス計画を作成し、適切な介護サービスが提供されるよう調整する。
- (3)介護職員は、入浴、排泄、移動等について、自立支援を念頭に置いた利用者の日常生活の介護をする。
- (4)看護職員は、利用者の健康管理を行なうほか、医療機関との連絡調整を行うものとする。
- (5)必要に応じて採用されるその他の職員は、施設長の指示によって、利用者のサービス向上に努める。

第4章 ケアハウスでのサービス

(居室の提供)

第 12 条 利用者には個室が提供されるが、配偶者のある場合は連続した 2 室が提供されるものとする。

ただし、居室の清掃、日常的維持管理は利用者若しくは介護職員が行い、ゴミなどの搬出は指定された場所に捨てるものとする。

2 居室での、練炭、火鉢、石油ストーブ等の火気類の使用を禁じる。

(共用施設及び設備の使用)

第 13 条 利用者は、相談室、談話・娯楽・集会室、食堂、浴室、洗濯室、便所、洗面所等の共用施設及び設備を利用できるが、施設長はあらかじめ使用時間、きまり等を利用者と協議するものとする。

2 共用施設及び設備の管理は、施設が行うものとする。

(相談、助言等)

第 14 条 入居時には、利用者の従来 of 生活状況、家庭状況及び心身の健康状態について把握し、入居後は利用者の各種相談に応ずるとともに、適切な助言等に努めるものとする。

2 施設は、市町村、在宅福祉サービス等の実施者と十分な連携をとり、必要に応じその有効な利用について利用者への紹介・手続き等の援助を行うものとする。

(食事の提供)

第 15 条 施設は利用者に対して毎日、栄養士の献立による栄養バランス及び嗜好等を考慮した食事を 3 食提供し、特に医師の指示がある場合には、その指示により特別の食事を提供するものとする。

2 食事の時間は次のとおりとする。

(1)朝食 7 時 40 分から

(2)昼食 12 時 00 分から

(3)夕食 17 時 30 分から

3 あらかじめ欠食する旨の連絡があった場合は、食事を提供しないものとする。

4 食事を提供する場所は、原則として食堂とする。ただし、利用者が自分で食事を運搬し、各食事時間の 2 時間以内に食器を返却する場合は、個室で食事をしても差し支えないものとする。

(入浴)

第 16 条 入浴の準備は隔日以上 of 頻度で行い、入浴準備を行わない日にあってもシャワーが使用できるものとする。

2 入浴時間は 13 時 30 分から 17 時までとする。

3 利用者は、他の者の入浴を考慮して清潔に入浴し、感染症のある場合は速やかに職員に相談し、助言を受けなければならない。

(利用者の緊急時の対応)

第 17 条 施設は、利用者の緊急時の対応にそなえ、職員体制の整備、関係機関との連携に努め、次のサービスを提供する。

(1)利用者は心身の状況によって、職員の対応が必要なときには、昼夜を問わず 24 時間ナースコール等で

対応を求めることができる。

(2)職員は、ナースコール等で利用者から緊急の要請があった場合は、速やかに適正な対応を行う。

(3)利用者が、あらかじめ近親者等緊急連絡先を届けている場合には、医療機関への連絡とともに、その緊急連絡先に速やかに連絡する。

(自主活動への協力)

第 18 条 施設は利用者の生活が健康で明るいものものとなるよう必要に応じ、利用者に助言を行うとともに、利用者が自主的に趣味、教養娯楽、交流行事を行う場合には必要に応じ協力するものとする。

(保健衛生)

第 19 条 施設は、利用者の健康を保持し疾病を予防するために、次の事項を行う。

(1)定期健康診断を年1回以上実施し、市町村が行う検診に参加し、その記録を保存する。

(2)高齢者が罹患しやすい疾病の予防に努め、その知識の啓蒙に努める。

(指定特定施設入居者生活介護サービスの利用等)

第 20 条 施設は、利用者が日常生活において援助及び特別な介護を要する状態(要介護及び要支援状態)に至ったときは、次の事項に留意して適切な配慮を行わうものとする

(1)指定介護予防特定施設入居者生活介護もしくは指定特定施設入居者生活介護サービスが受けられるよう、迅速な対応に努める。

(2)施設は、利用者が疾病、常時の要介護状態、収入の途絶等利用者が生活に困窮を生じた場合には、市町村並びに医療機関への連絡、家庭等の調整等所要の対応を図るとともに、関係諸制度、諸施策の活用について迅速かつ適切な配慮に努めることとする。

第5章 安全及び保安

(虐待防止に関する事項)

第 21 条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る

(2) 虐待防止のための指針の整備

3

(3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

(業務継続計画の策定等)

第 22 条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定通所介護〔指定予防通所事業〕の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的

に実施するものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(身体拘束)

第 23 条 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）は行わない。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

(非常時の対応)

第 24 条 施設長は、非常及び緊急事態に備え次のことを行う。

(1) 防火管理者を選任し、消防計画を作成するとともに避難訓練及び消火訓練並びに救助訓練を、年 2 回以上実施する。

(2) 非常通報装置、一斉放送設備の活用により緊急の連絡が速やかに行われるよう努める。

(夜間の管理体制)

第 25 条 夜間の管理は、介護職員による夜勤のほか、専属の管理人を配置するものとする。

第6章 利用者の協力

(生活の心得等)

第 26 条 施設は、利用者が互いに快適に生活できるように、「利用者心得」を作成し、周知と協力を求めるものとする。

2 テレビ、ラジオ等音響機器の使用は他の利用者の迷惑にならない程度の音響で使用するよう協力を求める。

3 施設長の許可を得て行った模様替え等については、退所時に原状に復するとともに、その費用は利用者個人の負担とする。

4 居室において小動物の飼育は、できない。

5 外来者の宿泊は、あらかじめ施設長に届けるものとする。

6 一時的な疾病により、看護人を必要としたときは、その旨を施設長に届け、期間を定めるものとする。

7 外来者が食事の提供を必要とするときは、事前に施設長に届け、別途定める食事代を負担するものとする。

8 外来者の来訪については、別に定められた様式に来訪先、来訪目的などを記入いただくよう協力を求めるものとする。

9 利用者が外出するときは、別に定められた様式に、行き先、予定帰宅時間などを記入し届け出るものとする。

10 利用者が外泊するときは、別に定められた様式に、行き先、予定帰宅日などを記入し届け出るものとする。

第7章 その他

(補 則)

第 27 条 事業所は、全ての通所介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第 8 条第 2 項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。

・採用時研修 採用後 1 ヶ月以内 ・継続研修 年 7 回

第 28 条 この規程に定めのあるものの他、必要な事項は、理事長の承認を受け、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 11 年 4 月 1 日より施行する。

この規程の改正後の施行は、平成 16 年 12 月 14 日とし、平成 16 年 12 月 1 日から適用する。

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日より施行する。

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日より施行する。

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日より施行する。